

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 沖縄における国・県有地（調査団報告・処理方針）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43653

その他の問題

GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Chief Executive
Naha, Okinawa

OBI-A&F(FO)-95

FEB 12 1971

SUBJECT: Request for Release of Mt. Minami-Meiji from Camp Schwab
Training Area

TO: High Commissioner of the Ryukyu Islands

Mt. Minami-Meiji which is the old Okinawa Prefecture-owned forest land and forms a part of Camp Schwab Northern Training Area, US Marine Corps, is now under use by our government as a forestry experiment site, having been so granted under US Marine Corps License No. DACA 79-3-69-46 dated 10 March 1969. This office has a plan, as shown in the attached blueprints, to celebrate a special Arbor Day in November 1972 at the said site with a GOJ subsidy. In order to carry out the celebration program smoothly and also to improve the same site as a wooded park and experiment forest even after the celebration, your particularly favorable consideration and appropriate action for release of the said forest area from the US control would be highly appreciated. The main reasons for our selection of the said site for tree planting are as follows:

(1) The celebration will be sponsored by the prefecture and the National Afforestation Promotion Council of Japan (a corporation aggregate); however, such celebration should properly be administered by the local Prefecture as its principal promoter. Thus, for the site, it is quite desirable and recommendable to choose the prefecture-owned forest land even from the viewpoints of the planning, preparations, expenses, etc. for the said extra arbor day.

(2) Being a national celebration, there will be a number of participants from the other prefectures as well. The proposed site is most conveniently situated for their lodging, transportation, parking and the like.

(3) This office wish and intend to preserve the site forever even after the reversion commemorative afforestation activity as a part of forest park. It is therefore desired that such site should include a proper scale of forest land which could likely be improved as wooded park.

SUBJECT: Request for Release of Mt. Minami-Meiji from Camp Schwab Training Area

(4) Mt. Meiji has a historic background and is quite worthy of a place to observe the tree planting ceremonies in the presence of Their Majesties the Emperor and Empress (or their representatives).

Incl'd:
Blueprints
&
Drawings

CHOEXO YARA
Chief Executive

- 2 -

BLUEPRINT OF REVERSION COMMEMORATION ARBOR DAY

1. Purpose: To celebrate a grand Arbor Day in Okinawa with T.M. the Emperor and Empress at the celebration for commemoration of the Okinawa reversion to Japan in the year of 1972, thus to promote the tree-planting thought.

2. Title: Reversion Commemoration Arbor Day.

3. Sponsorship and Scale of the Celebration:

a. Co-sponsorship of Okinawa Prefecture and the National Afforestation Promotion Council.

b. Participants: (approximately 4,000 people in all)

Japan -- 600 participants consisting of governors and assemblymen of various To, Do, Fu and Kene, and those concerned with afforestation program.

Okinawa -- 3,400 participants consisting of prefec-tural assemblymen; municipal mayors and assemblymen; and representatives from elementary, junior high and senior high schools.

4. Date: Someday in the middle of November 1972.

5. Place and acreage of the afforestation:

a. Place: Prefecture-owned forest within Mt. Minami Meiji, Aza Kushi, Nago City.

b. Use Acreage: 10 hectares; Afforestation acreage: 3 hectares

c. Kind of trees: 10,000 Pieces of Ryukyuan pine-tree.

6. Lodging places: Participants from outside of the prefecture shall be put up within the cities of Naha, Koza and Nago.

7. Transportation of the participants to the place:

a. Passenger cars will be provided for the participants from outside of the prefecture.

b. Participants from within the prefecture shall get together at such meeting places as may be designated for each district and shall be transported by bus. As for those using private vehicles, it shall be separately fixed.

8. Facilities at the Site:

a. Tents: 27 tents for the Imperial Field Headquarters, special guest seats, ceremony headquarters seats, news front, information desk, liaison headquarters, communication headquarters, guards' waiting camp, parking information center, site workers' waiting camp, and water boiling tooth.

b. Temporary telephones (including wireless):

Telephones necessary for the site will be installed.

c. Broadcasting facilities:

Microphones will be installed at the Imperial Field headquarters, the ceremony platform and the liaison headquarters, and loud speakers at several places.

d. Platform to hoist the national flag will be constructed, and a monument will also be erected.

e. Others: A medical aid station, tea service room, toilet and a temporary post office will be set up.

9. Souvenirs:

a. Handbags will be distributed to all the participants.

b. Lacquer wares will be distributed to the participants from outside of the prefecture.

c. Commemoration cigarettes and commemoration stamp will be sold.

10. Expenses (Budget for preparations): \$154,000 in FY 1972.

Breakdown: \$134,450.00 from the Reversion Countermeasure Budget; and \$19,550.00 from GRI Budget.

復帰記念植樹祭討画書

1. 目的

昭和47年の本土復帰記念し、天皇皇后両陛下を歓迎し
て沖縄で盛大な植樹祭を行ない、緑化思想の昂揚を図る。

2. 名稱 復帰記念植樹祭とする。

3. 行事の主催と規模

- (1) 沖縄県と国土緑化推進委員会の共催とする。
- (2) 各都道府県知事及び議會議長並びに緑化関係者 ~~600~~ 人を招待し、沖縄側は県議会議員、市町村長、市町村議會議長、小中高校代表等 ~~3400~~ 人合計 ~~3500~~ 人程度の参加人員とする。

4. 開催時期

昭和47年11月中旬

5. 植樹祭の場所及び面積

- (1) 名護市字久志、南明治山県有林内
- (2) 使用面積10ヘクタール 植樹面積3ヘクタール
- (3) 植栽樹種 リュウキュウマツ 10,000本

6. 宿泊所

県外からの招待者は那覇市、ヨザ市、名護市に分宿させる。

7. 参加者の会場への輸送

- (1) 県外からの招待者は乗用車を準備する。
- (2) 県内の参加者は、地域ごとに集合場所を定め、バスで会場へ輸送する。
- (3) 県内の参加者のうち、自家用車を使用する者については別に定める。

8. 会場の施設

(1) 天幕

御野立所、特別招待者席、大会本部席、報導員控所
案内所、連絡本部、通信本部、警備陣控所
駐車場案内、会場奉仕員控所 湯沸所 27張

(2) 臨時電話 (無線を含む)

大会運営に必要な電話を架設する。

(3) 放送施設

マイクロホンを御野立所、大公式台、連絡本部に置き、
スピーカーは数か所に設置する。

(4) 国旗掲揚台及び記念碑を建設する。

(5) その他

救護所、湯茶接待所、便所、仮設の郵便局を設置する。

9. 記念品

- (1) 全員に手さげサックを配布する。
- (2) 県外招待者に漆器を配布する。
- (3) 記念煙草と記念切手を発売する。

10. 経費 (準備のための予算)

1972年度 154,400ドル

内訳 復帰対策予算 134,450ドル (48,402円)
行政負担 19,450ドル

農林第95号

1971年2月12日

琉球列島高等弁務官
米国海兵隊キャンプシェワブ演習地の解放要請について
米国海兵隊キャンプシェワブ北演習地の一部である旧沖縄県

有林 南明治山は、1969年3月10日つけ米国海兵隊許可証
第PACA 79-3-69-46号で林業試験地として使用する許可を
受けた使用中あります。そのため、別紙許可書のとおり同地
域に日本政府援助による復帰記念植樹祭を開催計画
したいので、同行事を円滑に推進するため、同地植樹跡
地は森林公园として試験林地として整備したいので、同地
域の演習地解除について格別のご商配をお願いしま
す。

なお、植樹祭開催場所に同地を選じた主な理由は
下記のとおりあります。

記

1 行事の主催は県と国土緑化推進委員会(社団法人)であ
るが、中央となるのは地元県であり、植樹祭の企画・準備

経費等から見て保有地がよい。

2 国民的行事であり、県外が多くの参加者があるため、宿泊、交通輸送、駐車等に便利な場所である。

3 植樹跡地は、将来森林公園の一環として未永く保存したいので、森林公園として整備するのに適当な規模の森林地を包含していることが望しい。この点、明治山は適当の園地であり、現在試験林地といふ種展示林もあり、地形も変化に富んでおり、森林公園として整備するに格好の場所である。

4 明治山は歴史的にも由緒ある地域であり、天皇・皇后陛下（非公式）をお迎えに行なう行事の場所にふさわしい。

参考資料

合衆国植物局
許可証
許可證號 DACA 73-3-69号

合衆国植物局は、この大東一町の「別紙「A」」にて下す不記の土地で、既往で林業試験場の業務執行のための使用の供給許可を、1967年7月1日から1972年6月30日まで(5年間)行政主席より代表の植物行政(以下被許可者と称す)の持続する。右記し、合衆国植物局 キヤノンズ D-1-D ハート公司(以下当該信託と称す)の自由意思の下にいつでも取り消すことができる。

言

X-2-2 シズワル北園試験場と、之より和合衆国植物局が設立した日本政府所有地約160 E-1-A 地。該土地の主権を含む者なし、かつ、当該下に種子をも知らぬ、得者上の制限無、従事なし、条件なし。

22 許可不動地所割当書第US-245号れす。合衆国政府が得て(1-3-2-2)。当該割当が合衆国政府の権利を放棄するに取次し、改めて15年満期の後合併、一次許可の権利が自動的に運動せん。

本許可社は設備の整備に許可する。

- 前項。
- 乙で許可の特権の行使は合衆国の管理区域に行い、該財産の直轄地の体験（以下「当該体験」と称す）の一般的監督を要し、かつ本許可を要するにし、当該体験が隨時現地の規則に従うものとする。
- 乙で許可の特権の行使の件、乙被許可人による合衆国財産の損害又は破壊については当該体験の面倒（よう）被許可人より緊急修理若しく取扱えられ小計小半小時。或は当該修理又は取扱え代えて当該体験が要求する制限の場合、政府財産の損害又は破壊の理由により合衆国が蒙る損害を補償する十分な金額を合衆国に支拂わなければならぬ。
- 乙で許可の特権の行使により、又は不法事件の発生又は財産の損害もしく人身の傷害又は被許可人の財産の損害もしく人身の傷害又は被許可人の財産、代行者、使用人、雇用者又は他の従事者により当該地域の居合せ若く政府活動により当該財産の損害又は人身の傷害又は合衆国に蒙る損害を有する事件の時は、かつ被許可人は合衆国に蒙る損害を有する事件の時は、かつ被許可人は合衆国に蒙る損害を有する事件の時は、かつ被許可人は合衆国に蒙る損害を有する事件の時は、

- 本許可の期間、乙被許可人による放棄の日以後以前のうち、被許可人は該政府財産を明示し、又から被許可人の手での財産を撤去し、かつ不可抗力や自然的損耗の場合を除いて、当該体験の満足のため不能の該財産を回復せしめねばならぬ。但し、本許可が取消し小半小時に被許可人は、当該体験の期間以内に該財産を明示し、又から自分自身を撤去し、かつ前述のとくに財産を回復せしめねば小半小時に被許可人が財産を撤去及せしめ復元せしめ、又は其の後には、当該体験の自由裁量にて乙被許可人無償にて合衆国が財産を以て又は隕星を被許可人の負担にて該財産を撤去せしめ復元せしめ、かつ該撤去及び復元工事にて合衆国又は其の職員もして代理行為並し賠償請求权を失せしめられること。
- 被許可人ヨーテリテ仕事等又は運営及工作等合併又は改組の被許可の維持運営用に就く被許可人の分担を含め、被許可人の使用の区域政府又は政府有施設が予定された事例等一例の他、又は生産業及不稼働業者当該体験の蒙る損害の下支払に代り取扱う事例の、政府は乙の例、又は甲の例を提供する義務はない。又ヨーテリテの請求権は乙の例の当該体験の現地の方所で行使せらる。
- 合衆国は該財産の利用を被許可人の上に建設料金の支拂

事、維持及び使用により又はこれらに付随する賃料の財産の損害又は人身の傷害につき責任を負ふものとする。

8. 本許可是書面により少くしてて10日前に当該権利者又は被許可人へつて取消すことができる。

9. 本許可是当該財産の所有の合衆國の権利の範囲を限り有効であり、かつ被許可人は所持の現存地に在る権利の在りゆつと本許可書にて本件について了承す。

10. 一時的若しくは永久的居住を目的として施設の建造をし、或は休憩施設等の部分も利用しえる。

11. 調査及び財産目録を作成しため、その他政府の保有するための必要である認めの場合には、いつでも当該土地に立ち入る権利を合衆国、其の職員、代行者及び被許可者に与える。これに関する被許可者は合衆国、其の職員、代行者又は被許可者に対していな不法性の請求をもてはならない。

12. 被許可者は、火災その他の原因による損傷又は破壊が当該許可地及び近接地帯を保護するため、常時十分に注意しなければならない。

13. 合衆国は、合衆国の活動による発生するかも知れない当該許可地内における施設の損害又は被許可者に対する傷害については、いかなる場合にも彼の責めを負はなくする。かつてかかる損害又は傷害につき補償請求の本件を認めざらない。

14. 合衆国は、当該許可地の横断、地上又は地下における自然のための使用权を有するも

あります。但し、当該権利行使、被許可者等による当該土地の使用及び占有に不必要な妨害を与えないように行使の止むを得ない場合。

15. 29許可証による下記の通知は、被許可者9場合内、沖縄那覇市琉球政府行政主席並びに、政府の場合 APOサンフランシスコ 96331 在沖米國陸軍工兵隊工兵隊長並びに(在沖州)ならぬ。

16. 29許可証の署名作成・され前記、次9改正の在り方。

a. 29様式に使用せられたる「陸軍省」の用語は削除し、「合衆国三軍兵隊」の用語を29代りに用いた。

b. 29様式に使用せられたる「陸軍長官」の用語は削除し、「合衆国三軍兵隊中や2スメドレイ D.ハーパー司令官」の用語を29代りに用いた。

c. 第8項中、「たゞ、当該満期の場合、これらで1:支払われたいかなる借債(2)も合衆国は一切生ずることなし」と削除した。

(7) 29許可証の署名作成前に第10項(6段まで)を追加し、第1項を削除した。

上記29を証するに、1968年月日米國海兵隊中や2スメドレイ D.ハーパー司令官の認可を得て29署名をした。

実紋官ハーパー T. D. ハーパー工兵大佐

上記29条件とともに上記の事項を29
受諾す。 1968年月日

琉球政府
被許可者
行政主席
屋良朝苗

法規課洋下事務官殿
本信函参考まで一併覽り候。(北一告)

志村

里林生
44.6.1
村

1. 西洋銀行の支店の廃業の件別紙の通りお届けします。

2. 現在の御用中旧地主に返還された銀行場を
西洋銀行場と申し上げましたが、これは西洋
銀行場の譲り受けたので新しくます。

(西洋銀行場とは隣接しているため感覚上しかん)

なお、西洋銀行場の廃止については、昭32.1.17
第一回48号アジア商事易物貿易局宛て監
禁がおり、昭32.7.23 在留第2487号をもって同
着いていますので、關係者様はアジア商事ある

ものと思われます。以此意のため

アメリカ局長
参事官
条約課長
北米第一課長
法規課長

日本放送協会旧沖縄放送局の戦産について
46.3.1
北一

7.1日午後、NHKの正田經理局管戦
部長は島津を來訪し(森本、高橋) 標記の
(監制別添)
戦産が沖縄の復帰時に日本政府に返還
される障害は、所持権を有する NHK に返還
されるべき要望書 前田会長奄美知大臣より
書簡及く関係資料(いすれも別添)を提示し、
速やかに處理方依頼越されたので、ここに不備覺
えています。本件は大蔵省が所管省となり、念の
ため、各省及び審議庁にも提出する旨の由。(会計指標付)

(2日) (備考)

2. 別途、本件に関する大蔵省理賈局、国有財産

第3課(川村事務官)の説明によれば、つき

おり。

(1) NHKの旧沖縄放送局敷地は、米民政府が

(主記)

現在、琉球政府に対する土地使用割合をおこな

ておるほかは、一部を沖縄住民に貸付けてお

りの他は、道路等の利用を認めている。

(2) 米民政府においては、NHKを日本の国家機関

の一つとしており、本件敷地を日本政府の

賈産としての管理下におくべきものといつて

(復り記入)

のと、従々復帰するにNHKに返還される

考え方を持つようである。然し、復帰に米民政

府は

NHKは日本の国家機関ではないとする

こと、右敷地面積の記録がNHKと米民政

GA-6

外務省

(2月17日付より) 3

府との間で完全に一致しないところが

復帰するに返還されることはないとある。

(二の文の解決のための限り)

(3) 大蔵省においては、復帰後、米民政府から一括

返還を受ける。資産、賈産等の所有権が、國

庫 所は内地のいずれに帰属するかの実態

に基づき、それを適正に振り分けることとする

方針である。

(4). NHKから本件に関する照会の返事は、上

記大蔵省の基本的方針を述べたところ、

是が如き、本件敷地の所有権がNHKに

属する旨の文書を提出したものの希望を表

明したもので、これは差支えなく旨答えてお

ること次第である。

② 記録のみ、別添 燃却

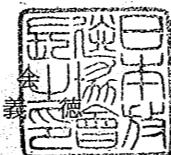
GA-6 外務省



經管第14

昭和46年2月26日

外務大臣 愛 知 摥 一 頤



日本放送協会旧沖縄放送局の財産について

旧沖繩放送局は、社団法人日本放送協会が、沖繩県首里市（現那覇市）に開設したものであります。昭和14年7月に敷地を取得し、引き続き局舎その他の放送施設を建設のうえ、昭和17年3月に放送局の運用を開始しましたが、昭和20年3月戦災のため全施設が損傷をこうむり、業務の遂行が不可能になりましたので閉鎖し、敷地は戦後、米軍政府の管理を経て現在、米民政府の管理のもとに、琉球政府および民間人が使用しているほか道路等に利用していることが判明しております。

なお、戦災を受けた旧放送局の建物は、米民政府が改築し現在琉球政府電波監視所が使用しております。

当協会は、放送法によって社団法人日本放送協会からその
いっさいの権利義務を承継しておりますので、これら旧沖縄
放送局の財産につきまして、昭和35年10月および昭和
40年5月の2回にわたり、琉球政府法務局を通じ、米民政
府に対し証拠資料を提出のうえ、その返還を要望しましたが
米民政府からこれら財産は日本政府のもので、布告第7号の

—NHK

共6号A B5 上45

日本放送協会

規定により米民政府の管理下におくものであるとの回答があり、その後も返還につきまして鋭意折衝を続けてまいりましたが、これが実現しないまま今日に至っております。

以上の経緯にかんがみまして、旧沖縄放送局の財産は、沖縄の復帰のさい日本政府に返還される模様と考えられますが、これらは本来当協会に所有権が存在するものであり、また将来同地における当協会の業務に必要とも考えられますので、当協会に正当に返還されますようご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、大蔵省および総理府に対しましても、本文書と同様のものを提出しておりますので申し添えます。

-NHK-

共6号A B5 上45

日本放送協会

記

返還を求める旧沖縄放送局の財産

1 土地

区分	面積(坪)	地番	取得相手方	登記年月日
放送局敷地	1,957.37	首里市寒川町2の25ほか25筆	善国乘宣ほか6名から購入 (1,503.37坪) 平尾喜三郎ほか1名から受贈 (454.00坪)	昭和14年 7月19日 および 7月20日
受信所敷地	866.90	首里市崎山町4の47の1ほか15筆	儀間朝興ほか4名から購入	
計	2,824.27			

2 建物

昭和16年8月15日取得

鉄筋コンクリート造平家建 106坪

ただし、戦災のため損傷を受け、米民政府が改築した。

添付物

1 土地登記済権利証(写)

2 協会財産の所有権主張および現況調査依頼の文書

協会から琉球政府あて 昭和35.1.0.1.1

3 上記に対する回答文書

琉球政府から協会あて 1961.3.7(昭和36)

米民政府発文書(1961.2.20)添付

4 返還要求および関係資料提出の文書

協会から琉球政府あて 昭和40.5.2.5

添付資料

土地登記済権利証および図面の写

社団法人日本放送協会定款および登記簿抄本

日本放送協会定款および登記簿抄本

放送法、同施行令、同施行規則

旧沖縄放送局職員3名の陳述書

5 上記に対する回答文書

琉球政府から協会あて 1966.2.15(昭和41)

米民政府発文書(1966.2.9)添付

NHK

共6号A B5上45

日本放送協会

NHK

共6号A B5上45

日本放送協会

外務省

日本放送協会
経理局
管財部長
正田敬四郎

東京都千代田区内幸町二ノ二
放送会館(502)四一一一

GA-6